

信州大学繊維学部と上越信用金庫との連携に関する協定書

信州大学繊維学部と上越信用金庫（以下「両者」という。）は、相互の発展と地域の貢献に資するための連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が保有する情報やノウハウ等を用いて連携し、双方の発展に寄与するとともに、広く地域の産業の振興や文化の発展に貢献することを目的とする。

（連携事業の内容）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業等について連携し、協力するものとする。

- 一 産学官金連携に関すること
- 二 地域産業の振興に関すること
- 三 教育・研究に関すること
- 四 その他両者が必要と認める事業

（連携事業の実施）

第3条 前条に掲げる事業等の具体的な実施に関しては、この協定に基づき、双方で協議して行う。

（秘密等の保持）

第4条 両者は、連携により知り得た秘密及び関係者の個人情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の目的に利用してはならない。

2 両者は、この協定が条例の有効期間の満了又は第6条による解除により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（協定の解除）

第6条 両者がこの協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面により通知しなければならない。

2 両者は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

（その他）

第7条 この協定に関して協議が必要な事項がある場合又はこの協定について疑義が生じた場合は、両者で協議する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

信州大学繊維学部長

森川英明



上越信用金庫理事長

大堀芳和

